

農林水産省地球温暖化対策本部の設置について

〔平成21年10月15日〕
政務三役会議決定

1. 趣旨

2020年までに1990年比25%削減という地球温暖化対策の中期目標の達成に向け、農林水産省としても、森林等吸収源対策やバイオマスの利活用をはじめとした温室効果ガス排出削減対策等地球温暖化対策に寄与する農林水産施策を強力に推進していくことが重要である。

このため、農林水産省に地球温暖化対策本部（以下「本部」という。）を設置し、各局庁の連携を図りつつ、農林水産分野の地球温暖化対策を総合的に推進することとする。

2. 本部の構成

本 部 長：赤松農林水産大臣

本部長代理：山田農林水産副大臣

郡司農林水産副大臣【主務】

副 本 部 長：佐々木農林水産大臣政務官【主務】

舟山農林水産大臣政務官

本 部 員：農林水産事務次官、農林水産審議官、官房長、総括審議官、
総括審議官（国際担当）、技術総括審議官【事務局長】、
統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、
経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、
林野庁長官、水産庁長官

3. 当面の検討事項

- (1) 中期目標達成に向けた温室効果ガス排出削減・吸収源対策の検討・推進
 - ① 農林水産業及び食品産業に関する温室効果ガス排出削減・吸収源対策の強化
 - ② 国際交渉への対応 等
- (2) 途上国支援の検討・推進 等

4. その他

- (1) 本部の庶務は、環境バイオマス政策課において処理する。
- (2) 本部は、地球温暖化問題に関する閣僚委員会の議論等の状況を踏まえつつ、適宜開催する。
- (3) 本部の開催にあたっては、事前に開催する旨をプレス発表する。

